

令和5年度 第1回下呂市教育委員会会議録

1. 招 集 日 令和5年4月19日(水)
2. 会 場 星雲会館 西風の間
3. 開会・閉会 午後4時00分 ～ 午後5時10分
4. 出席者 教 育 長 中 村 好 一
委 員 細 江 洋 一 郎
委 員 河 尻 明 子
委 員 小 口 晃 生
委 員 田 中 由 美
5. 欠 席 者 委 員 三 木 朋 哉
6. 委員の他出席者 教育委員会事務局長 林 雅 人
教育総務課長 熊 崎 賀 代 子
学校教育課長 黒 木 和 実
地域振興課長 渡 邊 展
地域振興課課長補佐 島 田 泰 明
地域振興課課長補佐 古 谷 卓 也

7. 付議案件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 会期について
- 日程第3 前回会議録の承認について
- 日程第4 教育長報告及び事務局報告について
- 日程第5 議第1号 就学援助申請に係る審査について
- 日程第6 議第2号 令和5年度下呂市育英資金給貸与申請に係る審査について
- 日程第7 議第3号 下呂市学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議第4号 下呂市教育委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報保護条例の施行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議第5号 下呂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 議第6号 下呂市文化財保護費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第11 議第7号 下呂市立小中学校事務共同実施要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第12 議第8号 令和5年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置等について
- 日程第13 協議、報告事項
- ・各課業務報告
 - ・その他

(開会に先立ち市民憲章の唱和)

教育長 これより、令和5年度第1回下呂市教育委員会を開会します。

初めに日程第1、会議録署名者を指名します。本日小口委員にお願いします。

教育長 日程2、会期について。会期は本日1日としてよろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

それでは会期は本日1日といたします。

教育長 日程第3、前回会議の承認について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長 会議録要旨を朗読)

教育長 ただ今の会議録にご異議がある方ありませんか。前回の会議について承認される方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長 それでは前回会議録について承認といたします。

教育長 日程第4、教育長報告及び事務局報告をいたします。

4月4日、教職員の着任式を行い、小学校へ24名、中学校へ21名、事務局へ2名の教職員の皆さんが着任されました。本年度の本務教職員数は222人、中原小学校の閉校や学級数の減少により昨年と比べ10人の減少です。

4月7日、大雨による警報の心配がありましたが、入学式、始業式を実施し新年度がスタートしました。今年度の入学式、始業式は入場数制限や時間短縮等のコロナ対策が緩和された開催になっておりました。それぞれの学校規模により緩和の状況は違いますが、歌声が響いたり、顔が見えたり、多くの人が募ったり、明るい感じのスタートをしていただき感謝しているところです。小学校は下呂特別支援学校小学部1名を含む181名、中学校は、同じく中学部6名を含む252名が入学いたしました。昨年に比べ小学校の入学者は17人の減、中学校の入学者も17人の減少でした。教育委員の皆様方におかれましても着任式と入学式へのご出席誠にありがとうございました。心配をおかけしました3月29日下呂病院にて臍ヘルニアの小腸嵌頓の手術をされました上原小学校の小林あずさ教諭ですが、17日月曜日より復帰されております。その他の学校について4月14日そして本日、7校の年度初めの学校訪問をさせていただきました。本年度の校長先生の経営方針、転入された教職員の皆様の様子、そして児童生徒さんの様子をお聞きしてきましたが、どの学校も順調にスタートを切っていただいております、ありがたく思いました。残り8校は、25日に行わせていただきますが、校長からは順調に学校経営を行っているという報告を受けています。

叙位叙勲伝達の報告です。下呂小学校長を最後にご退職されました桂川竹司先生におかれましては、このたび高齢者叙勲、瑞宝双光章を授与されました。先日4月6日に、事務局長、教育総務課長と共にご自宅にお邪魔し、謹んで伝達をさせていただきました。今後も益々お元気で引き続き私どもにご指導いただけますようお願いしてきました。誠にありがとうございました。

また同日、金山中学校校長を最後にご退職されました田口 敬先生ですが、昨年ご逝去されましたことにより、叙位「位記」を息子さんに星雲会館にて伝達をさせていただきました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

教育委員会事務局長 3月12日に赤梅昭三さんが逝去されまして、即日、県の教育総務課に連絡をさせていただいて上申させていただきました。国の方で閣議決定をもとに決定をされます。これは通常高齢者叙勲死亡叙勲合わせて、大体2ヶ

月ぐらいの分をまとめて閣議決定が行われた後に決定しますので、決定の連絡は先日いただいておりますが、物品が届くのに1ヶ月かかるということで、届くということが判明した時点で、ご遺族の方にはご連絡申し上げて伝達の形となります。以上です。

教育長 以上で教育長報告、事務局報告を終わります。議事に入ります。

日程5 議第1号、就学援助申請に係る審査について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(資料配布に続いて教育総務課長が朗読説明)〈非公開〉

教育長 ただ今の説明についてご意見ご質問はありませんか。

〈非公開〉

日程6 議第2号、令和5年度下呂市育英資金給貸与申請に係る審査について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(資料配布に続いて教育総務課長が朗読説明)

〈非公開〉

日程第7、議第3、下呂市学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則について、事務局の説明を求めます。

(給食センター所長が朗読説明)

教育長 改正による学校のメリットは。

給食センター所長 学校としましては、今まで給食を担当する先生方が、直接保護者から徴収いただいたため、児童生徒数が2,100人ほどいるんですけども、そういった徴収業務のほかに学校業務がありましたので、改正により学校としては大変ありがたいということです。

田中委員 18ページの学校給食を提供の再開は、改正前は保護者は学校に報告すればよかったんですけども、改正後は保護者は学校と教育委員会に届け出を出さなくてはいけなくなったということですか。

センター所長 事実的には変わらないんですけども、再開する場合は学校と保護者の連携を取って、書類を提出いただいて学校の承認を得てから給食センターへ連絡するというようなことになります。

小口委員 17ページ、第4条で改正後は市長で、改正前は教育委員会、それから第5条によると改正後が市長で、改正前は児童等になっていますが何がどう変わったのですか。

給食センター所長 給食費の決定につきましては市長が認めているものになりますので、今までは教育委員会が認定するという形でしたが、本来は市長であることから適正な徴収業務を図るための改正です。

教育長 これが公会計化ということでよろしいですね。

河尻委員 18ページの改正後の(2)のところで、連続して5日以上のご根拠はなんでしょう

給食センター所長 例えば5月の給食ですと、4月の10日までに各学校で給食の食数を集計するのですが、例えば病休とか給食を停止するような場合、食材や牛乳の手配ができないといったことがあるため、1日では食材等の増減の対応が難しいということで5日以上としております。

教育長 それでは、日程第7、議第3につきまして、承認される方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員ということで承認されました。日程第8、議第4号、下呂市教育委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報保護条例の施行に関する規則の一部を改正する規則について事務局の説明をお願いします。

(教育総務課長が朗読説明)

小口委員 附則の施行と適用の違いについて伺います。

教育委員会事務局長 通常、施行日というのは、今回、令和5年4月19日本日付で決定となります。決定はあくまで本日ですから本日以降にしか施行ができません。ただし、適用については遡及適用というものもございます。これは例えば今日ですけども4月1日に遡って適用するという場合がございますので、この施行日と適用日というのは別に定めるということになっております。以上です。

小口委員 ということは施行前であっても、この法律を適用することができるってことですか。

教育委員会事務局長 基本的にそういうことです。ただし、遡及適用のルールというのは一応ありまして、例えば給食費を徴収するというようなことがあったときに、本日施行して4月1日に遡って給食費を上げるということは、これは保護者に対して負担を与えることとなりますので、減額の場合は結構なんですけども、増額するという適用は遡及できないといったルールがございます。以上です。

教育長 それでは日程第8、議第4号につきまして承認される方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手ということで承認されました。続きまして、日程第9、議第5号、下呂市中学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局の説明をお願いします。

(教育総務課長が朗読説明)

教育総務課長 提案理由に誤りがございました。提案理由は19ページの議第4号下呂市教育委員会が取り扱う下呂市個人情報保護条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の提案理由と同じです。

教育長 それでは日程第9、議第5号につきまして承認される方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手ということで承認されました。続きまして、日程第10、議第6号下呂市文化財保護費補助金交付費用の一部を改正する要綱について事務局の説明をお願いします。

(教育総務課長が朗読説明)

細江委員 今、下呂市に県指定構造物有形民俗文化財は、大体どのぐらいの数がありますか。

教育総務課長 国指定は久津八幡宮、門和佐の白雲座で、県指定は鳳凰座と金山町祖師野の八幡宮ということで、今回国指定の白雲座につきましては、補助があったんですけども、県指定の鳳凰座は補助がなかったということで、今回県指定の文化財を補助するために、この改正を行うものでございます。

教育長 それでは日程第1、議第6号につきまして承認される方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員ということで承認されました。日程第11、議第7号、下呂市小中学校

事務共同実施要綱の一部を改正する要綱について説明をお願いいたします。

(教育総務課長が朗読説明)

小口委員 改正前の法律が下呂市個人情報保護条例、平成16年で、改正後が平成15年で個人情報の保護に関する法律が条例になっているが。

教育委員会事務局長 改正前は下呂市条例となっております。改正後については適用するのが下呂市条例じゃなく、法律のほうを適用するということで書いておりますので、下呂市条例は平成15年の個人情報の保護に関する法律に基づいて、翌年制定されたものというふうに理解できるかと思いますが、そういうことであろうと思います。

教育長 それでは日程第11、議第7号につきまして承認される方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手ということで承認されました。続きまして日程第15、議第8号、令和5年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置等についてお願いいたします。

(学校教育課長が朗読説明)

小口委員 まずこの採択協議会に私たち交代で出ていました。今回は令和6年度からの教科書ということで、現場の先生方が選ばれたこの教科書というのを出されて、皆さんに協議していただく場合、今までちょっと違うというのはおかしいですが、メンバーは各教科の専属委員長になられた校長先生、先生方の説明を受けて質問したのが昨年までと違いますが。

学校教育課長 おっしゃる通りで4年に1回全面改訂行われます。来年度から改訂された教科書を使用するための今回、採択となりますので、各小学校から教諭からの委員を選び、飛騨地区で研究会を開いて、そして採択が可決される大変重要な協議会ということでご承知置きいただければと思います。

教育長 2番にあります飛騨地区の協議会で結果を尊重するということになりますので、下呂市からも調査をする意味といたしまして、しっかりと調べてもらおうと思っていますし、それがそれぞれの市村から集まってきて、調査結果を発表していただくというようなことを大事にしながらやっていこうと思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは日程第12、議第8号につきまして、承認される方は挙手願います。

(挙手全員)

全員挙手ということで承認されました。それでは日程13、協議報告事項に入りたいと思います。令和5年～7年度下呂市社会教育の方針と重点について説明をお願いします。

(地域振興課課長補佐より説明)

細江委員 従前は家庭教育機能の充実、家庭教育っていうのは、一般家庭の教育のことを指してるのか、それとも漠然とした名前で、学校教育の内容が家庭教育ってそういう住み分けというか、どういうものなのか。

地域振興課課長補佐 ご家庭での教育で学校教育とは別のものと考えている。具体的な事業としては、小さなお子さんの赤ちゃんカフェや、親学び講座とか、命の触れ合い講座、そういった講座をやって、親御さんに家庭で子供たちと接するときにこういうとこ気をつけたらいいよとか、家庭での教育のあり方

のような部分を学んでいただくような機会を設けて、そういった部分に力を入れたりとか、或いは地域で子供たちを守るといった部分に資する事業をやったり、地域、家庭というものの機能の充実というものを図っていきたいということで、重点と方針していただくところです。

教育長 教育大綱で言うと、子供を中心に、地域で子供と学び合い、学校とも違う子供としての学び、そして家庭が子供を通して学び、この三つの中のこの家庭ってということでよろしいですかね。

細江委員 もう10年近く社会教育委員をやったんですか、去年までは今おっしゃられた家庭教育の中に連携、協働って言葉があり、それが一番の主流でしたが今回そういうのが多分抜けているが、それを取り外した意味は何かありますか。

地域振興課課長補佐 連携協働ということもおっしゃるように、この方針と重点の2番のところで、地域学校協働活動という言葉であったり、地域であったり、地域と学校の部分が先ほど教育長もご指摘いただいた三角形の部分ですね、人や地域や家庭であったり、そういった部分で共同して働く、協調してやるという部分は、同じく精神として持っておりますので、精神としては、失っていないということでご理解いただければと思います。

教育長 その連携の部分ってというのが、この主要施策ってのは予算的なことを書いてあるけど、その後ろに、さらにその施策に対しての取り組みがあるので、それぞれの中に連携ってことが入ってくるということを大切にしていってということで、よろしいですかね。

河尻委員 この家庭教育というのは、子供のいる家庭ということですよ。誤認かもわからないんですけど、この社会教育という文字がついて、例えば生涯学習はもう子供がいない家庭でも下呂市内の家庭も含めて対象になるというか、すべての家庭を合わせたというふうな印象で今まで私はいたんですけど、それが今回のこの(1)の家庭教育は子供のいる家庭を対象にしている、そのあとの地域を担う場所が、子供のいる家庭を対象とした内容のことですか。

地域振興課課長補佐 今ご指摘いただいた1点めの家庭教育という点におきましては、おっしゃられるように、実際事業の方も子供さんがいらっしゃる家庭が想定されております。ただ、先ほどご指摘いただいたように、お子さんのいない家庭でもということに関しましては、この2番の地域というところで、地域全体で子供たちを守ったり育んだりというふう考えております。

河尻委員 (1)、(2)、(3)は、子供がいるとかいないとか関係ないけども、(1)だけは、この子供のいる家庭に関するということかそういったことになるので、区別というか、もう少し何かわかるような表現にすると、より理解しやすいかなと思いました。

小口委員 地域振興課の活動の中でいいなあと考えてたのは、例えば馬瀬のふるさとまつりなどに、社教主事の先生が子供たちと一緒に活動してました。他のところもあったと思うんですが、これは学校ではなくて、地域の子供たちが地域の活動を盛り上げるとかそういった所だと思う。社教主事の先生は今まで頑張ってくれて、これからもやってくれると思いますが、この(2)の○が三つありますけど、ここならそういったものが入ってもいいんじゃないかなってことを思

いましたが、どんなものでしょうか。

地域振興課課長補佐 おっしゃる通りでございます、社会教育委員会の話の中では(2)の○の3つ目がそれに当たるというふうに考えておりました。今先生が言われた通り、様々な場所で子供たちと地域が活躍をいただいて、本当に社会教育の地域づくりという認識のもとで、我々はやらせていただいておりますので、非常に重要なのだと考えておりますので、今先生が言われたような部分が表現しきれないのかなっていうことを感じますので、またそういった部分も今後、修正していきたいと思っております。

小口委員 社教主事の先生頑張ってください。それ位置づけることが大事だと思いますので、

教育長 また修正したものを出していただきたいと思っております。

地域振興課課長補佐 これ自体が社会教育委員の会議で決定するものなので、これから我々が言いたいことは、例えばこの事業で、ここにもっと重点入れていくという案は、毎年見直すように、随時変えていった方がいいんじゃないかということで発表しておりますので、その修正の中で、今言ったご意見を教育委員会でいただきましたよってということも話をさせていただいて、修正していければというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

教育長 日程第7 協議、報告事項に移らせて頂きます。各課の業務報告についてお願ひします。

(教育総務課長 朗読説明)

(学校教育課長 朗読説明)

(地域振興課長 朗読説明)

小口委員 馬瀬中が閉校式の時には、市内の校長先生方みんな出られたんじゃないかなっていうふうに記憶してらんです。前の金山小学校の閉校は4校だったので、校長先生方が分かれたと思ったんです。そしてこの間の中原小の閉校式の時には校長会長と同じ校区の校長先生だけで、時代が変わり整理されたかどうかってことを思ったり、学年末の忙しい時期に全校長先生に来ていただくのもどうなるかなと思ったりしながら、地域の方でしたら、やはり校長先生方に来て欲しいなと思う方もあるんじゃないかなと思ったので、その辺りどうなんでしょうか。

教育委員会事務局長 今回の中原小の閉校式の来賓の対応については、事務局も出向きまして、学校等々と打ち合わせをさせていただきました。これまでの経緯もありますし、まだまだこのコロナ禍の状況もありましたので、最終的にあいつた形になったというふうにご理解いただければと思っております。特に意図はありません。

教育長 その他よろしいですか。

それでは、これをもちまして第1回教育委員会を閉会といたします。